

2024年度版

J A 木更津市の概要

(ディスクロージャー誌)

木更津市農業協同組合

---

## は じ め に

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A 木更津市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌 2024 年度版を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 4 月 木更津市農業協同組合

## プ ロ フ ィ ー ル

◇名 称	木更津市農業協同組合
◇設 立	昭和 38 年 6 月 17 日
◇本店所在地	木更津市長須賀 382 番地
◇代表理事組合長	石渡 肇
◇出資金	23 億円 (令和 5 年 12 月 31 日現在)
◇総資産	893 億円 (令和 5 年 12 月 31 日現在)
◇単体自己資本比率	13.33% (令和 5 年 12 月 31 日現在)
◇組合員数	8,463 人 (令和 5 年 12 月 31 日現在) 〔正組合員 3,969 人・准組合員 4,494 人〕
◇役員数	21 人 [理事 16 人・監事 5 人] (令和 5 年 12 月 31 日現在)
◇職員数	129 人 (令和 5 年 12 月 31 日現在)
◇事業所	本店 1 支店 4 経済センター 2 農機センター 2 ガソリンスタンド 1 他

◎本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、農協法第 37 条の 2 の規程に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

◎記載の金額は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 目 次

1. あいさつ・経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和5年度）	2
4. 農業振興活動	3
5. 地域貢献情報	4
6. リスク管理の状況	8
7. 自己資本の状況	12
8. 主な事業の内容	13

## 【経営資料】

### I 決算の状況

1. 貸借対照表	18
2. 損益計算書	19
3. キャッシュ・フロー計算書	20
4. 注記表	21
5. 剰余金処分計算書	41
6. 部門別損益計算書	43
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	45
8. 会計監査人の監査	45

### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	47
4. 受取・支払利息の増減額	47

### III 事業の概況

#### 1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標	48
① 科目別貯金平均残高	48
② 定期貯金残高	48
(2) 貸出金等に関する指標	48
① 科目別貸出金平均残高	48
② 貸出金の金利条件別内訳残高	49
③ 貸出金の担保別内訳残高	49
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	49
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	49
⑥ 貸出金の業種別残高	50
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	50
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	52
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	52
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53
⑪ 貸出金償却の額	53
(3) 内国為替取扱実績	53
(4) 有価証券に関する指標	54
① 種類別有価証券平均残高	54
② 商品有価証券種類別平均残高	54
③ 有価証券残存期間別残高	54
(5) 有価証券等の時価情報等	55
① 有価証券の時価情報	55
② 金銭の信託の時価情報	56
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	57

## 目 次

2. 共済取扱実績	58
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	58
(2) 医療系共済の共済金額保有高	58
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	59
(4) 年金共済の年金保有高	59
(5) 短期共済新契約高	59
3. 農業・生活その他事業取扱実績	60
(1) 購買事業取扱実績	60
① 受託購買品	60
② 買取購買品	60
(2) 販売事業取扱実績	61
① 受託販売品	61
② 買取販売品	61
③ 直売所販売品	61
(3) 保管事業取扱実績	61
(4) 利用事業取扱実績	61
(5) その他の事業取扱実績	62
(6) 指導事業	62
(7) 特別会計	62
IV 経営諸指標	
1. 利益率	63
2. 貯貸率・貯証率	63
3. 職員一人当たり指標	63
4. 一店舗当たり指標	63
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	64
2. 自己資本の充実度に関する事項	66
3. 信用リスクに関する事項	68
4. 信用リスク削減手法に関する事項	72
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	74
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	74
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	74
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	75
9. 金利リスクに関する事項	76
【JAの概要】	
1. 機構図	79
2. 役員構成（役員一覧）	80
3. 会計監査人の名称	80
4. 組合員数	80
5. 組合員組織の状況	81
6. 特定信用事業代理業者の状況	81
7. 地区一覧	81
8. 沿革・あゆみ	82
9. 店舗等のご案内	85
法定開示項目掲載ページ一覧	86



## 1. あいさつ・経営方針

組合員のみなさまには、日頃より農協運営に対し特段のご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

初めに、去る1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進む中、当組合においては実に4年ぶりとなる農畜産物収穫祭や富来田地区感謝祭などのイベントを開催することが出来ました。農畜産物収穫祭は、農畜産物の収穫を喜び、日頃の協同の成果を確認し、組合員と消費者がお互いの理解と信頼を高める場として開催するまつりであり、当組合にとって最大のイベントになっています。

一方で農業を取り巻く環境は、農業資材の高騰や農業従事者の高齢化、担い手不足による耕作地の減少などにより、ますます厳しさを増しております。

当組合は「いかに木更津市の農業を持続可能な産業として維持拡大していくか」を考え、従来の利用事業（耕耘・畝立て・肥料農薬散布・除草作業等）に加えて、より充実したコントラクター事業や新規就農者の育成支援にも対応する部署として、昨年7月1日に営農支援課を新設しました。また、土壌診断による施肥設計の支援をはじめ、化成肥料の銘柄集約によるコスト低減への取り組み、市農業施策の充実強化と農業振興予算確保のための要望書の提出、さらには肥料価格高騰対策事業に関する支援金給付申請手続きなどに取り組みました。

本市農業においては、温暖な気候に加え首都圏近郊という恵まれた立地を活かし、各種農産物の生産が盛んに行われております。基幹作物である水稻については、消費拡大と木更津産米のブランド力向上を目的とした取り組みとして、当組合と木更津市、木更津市農業委員会との共催による令和5年度「木更津米」食味分析コンクールを開催し、最優秀賞、優秀賞を受賞したお米について、農畜産物収穫祭や富来田地区感謝祭にて販売させていただきました。

今後も木更津市の農業発展に向けて邁進し続けるとともに、「食」の安全・安心と地域内消費「木産・木消」の推進活動に取り組んでまいります。

事業実績につきましては、令和5年度事業収支計画及び中期3か年計画に基づき取り組んだ結果、事業利益は計画を上回る3千8百万円を確保することが出来ました。

財政基盤の強化につきましては、中期3か年計画に基づく増資運動に取り組んだ結果、7千2百万円の出資払込をいただき、出資金残高は23億3千1百万円となり、経営の健全性を示す自己資本比率は13.33%、固定比率は513.0%となりました。これもひとえに組合員みなさまのご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げますとともに、今後も期間利益の確保と財務基盤の強化に努め、経営の健全化をより一層進めてまいります。

また、コンプライアンス態勢の確立強化と不祥事未然防止に努め、組合員や地域のみなさまから信頼される木更津市農業協同組合を目指し取り組んでまいります。

本年度は中期3か年計画の最終年度になります。JAグループ千葉の共通テーマである「持続可能な農業・地域・事業・経営基盤の実現に向けて、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合であり続けるために」のもと、「不断の自己改革」の実践に取り組んでまいりますので、組合員のみなさまには、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、みなさまのご健康とご繁栄をご祈念申し上げご挨拶といたします。

木更津市農業協同組合  
代表理事組合長 石渡 肇



## 2. 経営管理体制

### ◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため女性部を選出母体とする女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 3. 事業の概況（令和5年度）

昨年は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進む中で個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な世界情勢の影響などから資源価格や原材料価格は高止まりしており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。一方、国内農業は生産者の減少や高齢化、耕作地の減少など生産基盤の縮小が続くなか、生産資材の高騰により農業経営は厳しさを増しております。

こうした中で、当組合は中期3か年計画の2年目として経営の健全化と財務・組織基盤の強化に取り組みました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

営農指導事業については、担い手支援をはじめ、圃場巡回、米の食味値・味度値の分析や土壌診断などを通じて「地域農業の振興」に取り組みました。

販売事業については、青果物の市場出荷・契約販売・直売などの多元販売に積極的に取り組むとともに、朝取りトウモロコシのコンテナ出荷拡大や果樹品目（梨・ブルーベリー・イチジク）の規格外品販売強化などに取り組み、販売事業取扱高は6億2千3百万円となりました。

購買事業については、肥料農薬の予約購買や銘柄集約肥料の取引拡大、木更津ブランド米の供給量拡大と市内小中学校の給食用有機米の供給に取り組みました。また機関誌『ほなみ』等を活用した情報提供と訪問活動を展開した結果、購買事業の供給・取扱高は10億4千4百万円となりました。

農業生活関連事業の農機具修理事業では、迅速正確な整備対応と農繁期対応に取り組み、自動車修理事業では、車検キャンペーンや愛車点検感謝デーの実施により車検台数の獲得に努めました。祭司事業はコロナ禍の影響を受けながらも葬儀取扱い件数は140件となりました。不動産関連事業については、993件の取引件数を確保することができ、その結果、農業生活関連の事業収益は3億9千8百万円となりました。

信用事業については、年金相談会や貯金キャンペーンの定期的な実施により、個人貯金の残高伸長に努めるとともにJAカード等の附帯取引拡大に取り組みました。また、貸出金については、小口ローンの定期的なキャンペーンの実施や農業関連資金・住宅関連資金を中心とした積極的な推進に取り組みました。その結果、貯金残高は832億7千6百万円、貸出金残高は74億9千3百万円となりました。

共済事業については、組合員・利用者一人ひとりに寄り添った活動を展開するとともに「ひと・いえ・くるま・農業」のバランスのとれた総合保障の提供や保障点検訪問活動を展開し、その結果、長期共済117億5千万円、年金共済年金額8千1百万円、自動車共済3,528件の新契約をいただきました。また、満期や保障で29億8千1百万円の共済金をお支払いすることができました。

健康管理活動については、組合員みなさまの暮らしと健康を守る活動として、集団検診や人間ドックを実施しました。その結果、集団検診受診者119人、人間ドック受診者54人、総受診者173人の実績となりました。

コンプライアンスに関する取り組みについては、全役員を対象とした研修会を年2回、職員を対象とした研修会は階層別に毎月開催し、コンプライアンス態勢の確立強化と不祥事未然防止に努めてまいりました。

## 4. 農業振興活動

### ◇農業関係の持続的な取り組み

当組合は「いかに木更津市の農業を持続可能な産業として維持拡大していくか」を考え、従来の利用事業（耕耘・畝立て・肥料農薬散布・除草作業等）に加えて、より充実したコントラクター事業や新規就農者の育成支援にも対応する部署として、昨年7月1日に営農支援課を新設しました。また、土壌診断による施肥設計の支援をはじめ、化成肥料の銘柄集約によるコスト低減への取り組み、市農業施策の充実強化と農業振興予算確保のための要望書の提出、さらには肥料価格高騰対策事業に関する支援金給付申請手続きなどに取り組みました。

### ◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

#### ①農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当JAは、「信頼度が地域で一番」「信頼度が日本で一番」をモットーに、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・生活事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉等も視野に入れた事業活動を行っています。

#### ②農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農推進課に営農指導員を配置するとともに、君津農業事務所等とも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導を行っています。

#### ③農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

#### ④担い手の経営のライフステージに応じた支援

農業者や農業後継者として新規就農者および定年退職後の新規就農者、帰農者等を対象に各種品目の栽培講習会を開催するとともに、新規就農資金等、それぞれの段階に応じた融資制度を設定し経営と生活をサポートしています。

#### ⑤農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業経営を行っています。また、農業への理解を促進するため、家庭菜園に対する栽培講習会の実施、学童、学校農園へのアドバイス・体験農業への支援や市内小・中学校給食へ給食用有機米を供給し食育推進運動に取り組んでいます。



## 5. 地域貢献情報

### ◇社会貢献活動（社会的責任）

近年、政治・経済・社会は大きく変化し、人々の暮らしに様々な影響をもたらしている。と同時に地球や人類にとって深刻な問題が想定され、この発生原因が現代の社会経済のしくみと大きくかかわっています。

こうしたしくみの改善を企業や政府などだけに期待するのではなく、一人ひとりの自覚の基で行動し、人々が意識的に協同することにより自分達の手で新たな暮らし方、新たな社会のしくみを創造する動きも生まれています。

これら共通の思いを持った人々が単なる金儲けのためではなく、暮らしそのものを良くするために自主的かつ民主的に運営する組織として『協同組合』があり、時代背景と人々の動きの中で協同組合に対する期待が一段と高まり、果たすべき役割も重要になってきています。

### ◇地域貢献情報

#### (1)全般に関する事項

##### ①協同組織の特性

当組合は、木更津市一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となり、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、農業はもとより地域の発展と活性化に資することを目的とする地域経済・金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員のみなさま等からお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員のみなさまや、地域公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

##### ②組合員の数

(単位：人，団体)

資格区分	令和4年度	令和5年度	増減
正組合員	4,069	3,969	△100
個人	4,056	3,953	△103
法人	13	16	3
准組合員	4,499	4,494	△5
個人	4,480	4,475	△5
法人	19	19	—
合計	8,568	8,463	△105



③出資金の額 (単位：千円)

資格区分	令和4年度	令和5年度	増減
正組合員	1,410,142	1,382,510	△27,632
准組合員	876,001	929,905	53,904
処分未済持分	18,207	18,626	419
合計	2,304,350	2,331,041	26,691

(2)地域からの資金調達の状況

①貯金残高 (単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	増減
当座性貯金	43,232	43,866	634
定期性貯金	40,374	39,410	△964
うち定期積金	582	517	△65
合計	83,607	83,276	△330

②貯金商品

区分	商品
当座性貯金	普通貯金・当座貯金・総合口座・貯蓄貯金 納税準備貯金
定期性貯金	スーパー定期貯金・大口定期貯金・変動金利定期貯金 期日指定定期貯金
その他の貯金	定期積金

(3)地域への資金供給の状況

①貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	増減
組合員	6,066	6,928	861
地方公共団体等	—	—	—
その他	564	565	1
合計	6,630	7,493	862

## ②制度融資取扱い状況

区 分	制 度 の 概 要 等
農 業 近 代 化 資 金	農業経営の展開を図るために必要な農業用施設・農機具等の取得に必要な資金を長期低利でご融資します。
農 業 改 良 資 金	自らの創意工夫で農業経営を発展させるための最新技術・新規作物の導入等、新たなチャレンジに必要な資金を無利子でご融資します。
青 年 等 就 農 資 金	新たに就農しようとする方に、機械の購入・施設の設置等に必要な資金を無利子でご融資します。
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換え資金です。

## ③主な融資商品

区 分	種 類
短 期 資 金	手形貸付
農 業 資 金	農機ハウスローン・アグリマイティー資金・農業近代化資金
住 宅 資 金	住宅ローン・リフォームローン
事 業 資 金	賃貸住宅事業資金・農外事業資金
生 活 資 金	マイカーローン・教育ローン・フリーローン・カードローン
そ の 他 資 金	貯金担保貸付・共済担保貸付

※その他各種用途別の商品をご用意しております。

## (4)文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

### ①文化的・社会的貢献に関する事項

顧問税理士・顧問弁護士・社会保険労務士等による各種無料相談会を開催しております。また木更津警察署への地域安全に関する情報提供や木更津市への道路損傷ならびに廃棄物不法投棄に関する情報提供や災害時の物資供給及び施設の提供協定、木更津市社会福祉協議会との協力体制による高齢者福祉活動への取り組み、交通遺児育英募金の実施など、さまざまな地域活動を展開しております。

## ②利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会による親睦旅行等の開催（令和5年コロナ禍のため中止）、人間ドック利用助成などの活動を展開しております。

## ③情報提供活動

組合員のみなさまに広報誌『ほなみ』を毎月1回発行するとともに、ホームページを通じて組合員・利用者みなさまへの情報提供に努めています。

ホームページアドレス <http://www.ja-kisarazu.or.jp/>

## ④店舗体制

店 舗 名	住 所	電 話 番 号
本 店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 0501
中 央 支 店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 8731
清 川 支 店	〒292-0035 木更津市中尾 1919-2	0438 - 98 - 0221
真 船 支 店	〒292-0803 木更津市幸町 2-1-1	0438 - 36 - 1212
富 来 田 支 店	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5311
営 農 館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 6681
生 活 館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 25 - 8711
中 郷 経 済 セ ン タ ー	〒292-0026 木更津市井尻 503	0438 - 98 - 6681
富 来 田 経 済 セ ン タ ー	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5313
中 郷 農 機 セ ン タ ー	〒292-0026 木更津市井尻 525-1	0438 - 98 - 0279
富 来 田 農 機 セ ン タ ー	〒292-0213 木更津市下内橋 100-1	0438 - 53 - 3311
中 郷 給 油 所	〒292-0026 木更津市井尻 524	0438 - 98 - 7453



## 6. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、当JAでは、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、総務部に審査課を設置し、金融課および各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運



用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。資金運用課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基つき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。資金運用課が行った取引についてはリスク対応課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について監事監査や内部監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

〔リスク管理体制図〕

組織等	役割・責任等
理事会	リスク管理基本方針を策定するとともに、当該方針を適切に実践する管理態勢を整備し、当 JA の健全性確保に責任を負う。
ALM 委員会	当 JA の安定的収益を確保するため、経営環境の変化に伴い発生する金利変動リスク、流動性リスク等をタイムリーかつ正確に把握し、資金の調達・運用を中心に直接関係する経営・事業の全般について協議・検討することにより、資産・負債を総合的に管理する。
リスク管理部署	当 JA におけるリスク管理業務全般を統括し、リスク管理体系の構築と、その有効性の検証及び改善等を行う。 リスク管理総括部署は金融部リスク対応課が担当する。 リスク管理部署の役割は以下のとおりとする。 ・本基本方針を所管する。 ・当 JA 全体のリスクを総合的に把握・管理する。 ・個々のリスクについて管理・モニタリングを行う。 ・各リスクの管理体系を構築し、その有効性の検証及び改善を行う。
内部監査部署	リスク管理基本方針に基づいて、当 JA 全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性の評価を行い、必要に応じて理事会・ALM 委員会等へ報告する。

・自然災害や伝染病、テロ・犯罪等に伴う突発的な事象による緊急リスクが生じた場合は、常勤理事及び各部長により構成する対策本部を都度設置し対応して行く。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。



## ◇金融ADR制度への対応

### ①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

(電話：0438-23-0501 (午前9時～午後5時 金融機関の休業日除く))

### ②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### 【信用事業】

東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。尚、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターの各弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。また、東京以外の地域のお客様からのお申し出については、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

#### 【共済事業】

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。ただ、①の窓口にお問い合わせ下さい。

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告できるよう、適切な措置を講じています。

## 7. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年12月末における自己資本比率は、13.33%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

##### ○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	木更津市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,331百万円（前年度2,304百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実制度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成15年度より増資運動に取り組んでおり、令和5年度末の出資金額は、対前年度比2千7百万円増の23億3千1百万円となっています。



## 8. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### 〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階※の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

(※千葉県についてはJA・農林中央金庫の2段階となっています。)

#### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主 な 貯 金 商 品 一 覧

種 類	期 間	預 入 単 位	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	1円単位	一冊の通帳に「貯める・殖やす・支払う・借りる」の4つの機能
貯 蓄 貯 金	出し入れ自由	1円単位	預け入れ残高に応じて金利がお得になります
ス - ハ ° - 定 期	1カ月以上 10年以内	1円以上	300万円以上と未満で異なる金額階層別金利
大 口 定 期 貯 金	〃	1000万円以上	期間内で任意に満期日指定可能
変 動 金 利 定 期 貯 金	1・2・3年	1円以上	元本保証で複利型は半年複利で高利回り

#### ◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主 な 貸 出 商 品 一 覧

種 類	期 間	貸 出 限 度	資 金 使 途
農機ハウスローン	15年以内	機関保証付 1,800万円以内	農業機械等の取得に係わる資金
アグリマイティー資金	15年以内 但し対象事業に応じ最長20年以内	事業費の範囲内	地域農業および農業地域発展に資する前向きな事業に必要な資金
賃貸住宅ローン	30年以内	機関保証付 3億円以内	賃貸住宅の建設・増改築等の資金
住宅ローン	50年以内	機関保証付 1億円以内	住宅等の取得資金
リフォームローン	20年以内	機関保証付 1,500万円以内	住宅の増改築・補修等の資金
教育ローン	15年以内	機関保証付 1,000万円以内	教育施設に支払う入学金・授業料・学費
マイカーローン	15年以内	機関保証付 1,000万円以内	マイカーの購入に係わる資金
カードローン	1年間の自動延長	機関保証付 極度額 10万円 ～ 300万円以内	組合員の生活に必要な一切の資金

※ その他各種用途別の商品をご用意しております。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用（一部店舗のみ）、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇おもな手数料一覧

項 目	手 数 料	備 考
内国為替手数料	660円	他金融機関あて3万円未満
	880円	他金融機関あて3万円以上
貯金業務に関する手数料	550円	再発行に関する手数料(通帳・証書1冊(枚))
ATM利用手数料	無 料	当組合のキャッシュカード利用

項 目	手 数 料	(8:00~21:00) 備 考
貸出金に関する手数料	440円	融資利息証明書1通
その他の業務手数料	880円	送金・振込の組戻料
国債窓販口座管理手数料	110円	110円×月数(1口座につき)
貸金庫	6,600円	年間手数料(清川支店)
窓口両替	330円	50枚~500枚
ネットバンク	330円	3万円以上(他金融機関あて)

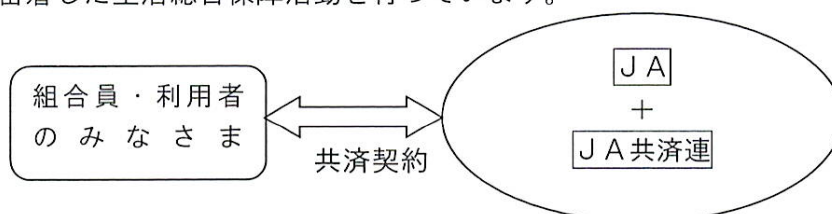
## 〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

### ◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者みなさまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## 〔農業関連事業〕

### ◇ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷しています。また、「木産・木消」への取り組みとして、本店生活館にファーマーズマーケットを開設し、消費者のみなさまに直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。なお、生活館では毎週土曜日に農業朝市も開催しています。



#### ◇購買事業

営農館ならびに経済センターでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。職員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

#### ◇利用事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設を組合員に利用してもらうために設置しています。

#### ◇各種相談事業

当 JA では、法務・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

#### [その他の事業]

#### ◇旅行事業

千葉県知事登録国内旅行業「農協観光きさらづ」による主催旅行のほか、(株)農協観光との業務提携により、組合員並びに地域住民に対する国内・海外旅行の企画、斡旋等を行っています。

#### ◇資産管理事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設、賃借の仲介、斡旋等を行っています。

#### ◇白蟻駆除事業

組合員や地域の皆様の大切な家屋を守り、より快適な暮らしへ役立つことを目指し、取扱業者と連携した白蟻駆除事業、害獣駆除事業を行っております。

#### ◇祭司事業

葬儀・法事・新盆等に関するご相談、施行及びそれらに関わる生花・成籠・各種引出物等の取扱いを承っております。



## (2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」に2つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてはチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のため必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっております。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

	令和4年度 (令和4年12月31日)	令和5年度 (令和5年12月31日)		令和4年度 (令和4年12月31日)	令和5年度 (令和5年12月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	82,763,624	82,634,574	1. 信用事業負債	83,958,368	83,694,053
(1) 現金	482,136	574,857	(1) 貯金	83,607,138	83,276,852
(2) 預金	69,805,998	68,185,891	(2) その他の信用事業負債	351,230	417,201
系統預金	69,737,524	68,175,193	未払費用	2,802	2,543
系統外預金	68,473	10,698	その他の負債	348,427	414,657
(3) 有価証券	5,578,748	6,112,840	2. 共済事業負債	241,384	234,160
国債	5,578,748	6,112,840	(1) 共済資金	149,943	140,417
(4) 貸出金	6,630,798	7,493,354	(2) 未経過共済付加収入	90,545	92,633
(5) その他の信用事業資産	268,257	269,070	(3) その他の共済事業負債	895	1,109
未収収益	249,832	251,048	3. 経済事業負債	119,416	119,827
その他の資産	18,425	18,022	(1) 経済事業未払金	104,471	103,199
(6) 貸倒引当金	△ 2,314	△ 1,439	(2) 経済受託債務	14,815	16,519
2. 共済事業資産	341	342	(3) その他の経済事業負債	129	108
(1) その他の共済事業資産	341	342	4. 雑負債	191,572	173,360
3. 経済事業資産	317,237	394,138	(1) 未払法人税等	2,290	24,023
(1) 経済事業未収金	74,714	64,452	(2) 資産除去債務	29,005	29,067
(2) 経済受託債権	149,292	226,143	(3) その他の負債	160,276	120,270
(3) 棚卸資産	91,923	102,165	5. 諸引当金	33,461	34,448
購入品	91,350	101,588	(1) 退職給付引当金	23,693	22,137
その他の棚卸資産	573	576	(2) 役員退職慰労引当金	9,203	11,745
(4) その他の経済事業資産	1,379	1,379	(3) 廃棄物処理費用引当金	565	565
(5) 貸倒引当金	△ 73	△ 2	6. 再評価に係る繰延税金負債	575,593	500,358
4. 雑資産	167,225	148,473	負債の部合計	85,119,797	84,756,208
(1) 特例業務負担金(長期前納分)	95,443	85,217			
(2) その他の資産	133,261	63,256	(純資産の部)		
(3) 貸倒引当金	△ 61,480	-	1. 組合員資本	3,861,842	3,967,169
5. 固定資産	2,876,659	2,542,095	(1) 出資金	2,304,350	2,331,041
(1) 有形固定資産	2,855,495	2,519,847	(2) 利益剰余金	1,575,699	1,654,754
建物	1,608,348	1,616,321	利益準備金	570,000	580,000
機械装置	144,280	146,472	その他利益剰余金	1,005,699	1,074,754
土地	2,552,381	2,229,781	経営基盤安定化積立金	581,391	523,106
その他の有形固定資産	286,450	271,438	当期末処分剰余金	424,307	551,648
減価償却累計額	△ 1,735,966	△ 1,744,165	(うち当期剰余金)	29,828	△ 91,413
(2) 無形固定資産	21,164	22,247	(3) 処分未済持分	△ 18,207	△ 18,626
6. 外部出資	3,575,219	3,575,219	2. 評価・換算差額等	740,975	587,274
(1) 外部出資	3,575,219	3,575,219	(1) その他有価証券評価差額金	△ 753,636	△ 721,326
系統出資	3,343,575	3,343,575	(2) 土地再評価差額金	1,494,611	1,308,600
系統外出資	231,644	231,644	純資産の部合計	4,602,817	4,554,444
7. 繰延税金資産	22,307	15,809	負債及び純資産の部合計	89,722,614	89,310,653
資産の部合計	89,722,614	89,310,653			



## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)		(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)
1. 事業総利益	1,036,423	1,040,227	(17) 農機具修理事業収益	48,642	49,800
事業収益	1,914,016	1,986,609	(18) 農機具修理事業費用	24,537	25,222
事業費用	877,593	946,382	(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△0)
(1) 信用事業収益	438,227	443,941	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(—)
資金運用収益	409,203	397,908	農機具修理事業総利益	24,104	24,578
(うち預金利息)	(286,464)	(280,143)	(19) 自動車修理事業収益	62,472	58,095
(うち有価証券利息)	(18,808)	(32,883)	(20) 自動車修理事業費用	25,038	21,671
(うち貸出金利息)	(73,058)	(79,251)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
(うちその他受入利息)	(30,872)	(5,630)	自動車修理事業総利益	37,434	36,424
役務取引等収益	24,789	24,001	(21) ガソリンスタンド事業収益	83,783	79,524
その他経常収益	4,234	22,031	(22) ガソリンスタンド事業費用	75,892	71,069
(2) 信用事業費用	53,624	48,394	(うち貸倒引当金戻入益)	(△1)	(△0)
資金調達費用	8,787	6,768	ガソリンスタンド事業総利益	7,891	8,454
(うち貯金利息)	(6,483)	(5,146)	(23) 祭司事業収益	188,358	176,426
(うち給付補填備金繰入)	(27)	(12)	(24) 祭司事業費用	127,264	120,301
(うちその他支払利息)	(2,276)	(1,608)	(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△0)
役務取引等費用	6,615	6,473	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(—)
その他経常費用	38,221	35,153	祭司事業総利益	61,094	56,124
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2,681)	(△874)	(25) 観光事業収益	2,504	1,583
(うち貸出金償却)	(1,521)	(667)	(26) 観光事業費用	2,263	1,423
信用事業総利益	384,602	395,547	観光事業総利益	241	159
(3) 共済事業収益	327,162	307,014	(27) 指導事業収入	3,135	7,549
共済付加収入	310,725	291,490	(28) 指導事業支出	21,048	24,849
その他の収益	16,437	15,523	指導事業収支差額	△ 17,912	△ 17,299
(4) 共済事業費用	14,681	15,150	2. 事業管理費	1,013,299	1,001,685
共済推進費	10,471	10,417	(1) 人件費	682,094	669,299
共済保全費	1,915	1,996	(2) 業務費	116,377	120,846
その他の費用	2,294	2,736	(3) 諸税負担金	49,067	40,653
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(—)	(4) 施設費	156,226	160,143
共済事業総利益	312,481	291,863	(5) その他事業管理費	9,534	10,742
(5) 購買事業収益	685,176	780,539	事業利益	23,124	38,541
購買品供給高	609,980	704,309	3. 事業外収益	59,157	168,278
購買手数料	65,235	66,450	(1) 受取雑利息	2	2
その他の収益	9,960	9,779	(2) 受取出資配当金	50,876	50,989
(6) 購買事業費用	542,193	627,940	(3) 賃貸料	3,212	2,946
購買品供給原価	523,890	609,879	(4) 償却債権取立益	2,028	106,218
購買品供給費	14,048	13,713	(5) 雑収入	3,037	8,120
その他の費用	4,254	4,348	4. 事業外費用	26,493	301
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△61)	(1) 寄付金	321	221
(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(—)	(2) 雑損失	26,171	79
購買事業総利益	142,983	152,598	経常利益	55,788	206,519
(7) 販売事業収益	50,861	54,094	5. 特別利益	7	704
販売手数料	31,749	32,480	(1) 固定資産処分益	7	—
その他の収益	19,112	21,613	(2) 一般補助金	—	704
(8) 販売事業費用	3,893	3,717	6. 特別損失	31,991	331,514
その他の費用	3,893	3,717	(1) 固定資産処分損	28,645	1,277
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△7)	(2) 固定資産圧縮損	—	704
(うち貸倒引当金繰入額)	(4)	(—)	(3) 減損損失	3,345	329,532
販売事業総利益	46,968	50,376	税引前当期利益	23,803	△ 124,290
(9) 保管事業収益	9,293	11,613	法人税、住民税及び事業税	795	35,860
(10) 保管事業費用	2,190	2,338	法人税等調整額	△ 6,820	△ 68,738
保管事業総利益	7,103	9,274	法人税等合計額	△ 6,024	△ 32,877
(11) 利用事業収益	360	495	当期剰余金	29,828	△ 91,413
(12) 利用事業費用	80	94	当期首繰越剰余金	344,139	388,766
利用事業総利益	280	400	経営基盤安定化積立金取崩額	25,700	68,285
(13) 資産管理事業収益	21,094	25,695	土地再評価差額金取崩額	24,639	186,010
(14) 資産管理事業費用	721	961	当期未処分剰余金	424,307	551,648
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)			
資産管理事業総利益	20,373	24,734			
(15) 白蟻駆除事業収益	8,778	6,989			
(16) 白蟻駆除事業費用	△0	△0			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)			
白蟻駆除事業総利益	8,778	6,989			



### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)		(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			信用事業資金運用による収入	421,444	363,809
税引前当期利益	23,803	-	信用事業資金調達による支出	△ 13,696	△ 7,019
税引前当期損失	-	124,290	共済貸付金利息による収入	-	-
減価償却費	22,639	26,227	共済借入金利息による支出	-	-
減損損失	3,345	329,532	事業分量配当金の支払額	-	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,676	△ 62,424	小 計	1,050,816	316,390
賞与引当金の増減額 (△は減少)	-	-	雑利息及び出資配当金の受取額	50,879	50,991
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,746	△ 1,555	雑利息の支払額	-	-
その他引当金等の増減額 (△は減少)	△ 4,401	2,541	法人税等の支払額	△ 11,778	△ 14,127
信用事業資金運用収益	△ 390,395	△ 365,025			
信用事業資金調達費用	8,787	6,768	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,089,917	353,255
共済貸付金利息	-	-			
共済借入金利息	-	-	<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 50,879	△ 50,991	有価証券の取得による支出	△ 1,617,034	△ 1,699,710
支払雑利息	-	-	有価証券の売却による収入	539,406	1,230,811
有価証券関係損益 (△は益)	△ 18,808	△ 32,883	固定資産の取得による支出	△ 55,956	△ 29,977
固定資産売却損益 (△は益)	28,638	1,277	固定資産の売却による収入	33,192	6,799
外部出資関係損益 (△は益)	-	-	補助金の受入による収入	-	704
資産除去債務関連費用	152	61	外部出資による支出	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			外部出資の売却等による収入	-	-
貸出金の純増 (△) 減	△ 1,223,106	△ 862,556	資産除去責務履行による支出	-	-
預金の純増 (△) 減	2,000,000	1,400,000	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,100,391	△ 491,372
貯金の純増減 (△)	256,557	△ 330,286			
信用事業借入金の純増減 (△)	-	-	<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
その他信用事業資産の増減額 (△は増加)	△ 9,967	403	設備借入れによる収入	-	-
その他信用事業負債の増減額 (△は減少)	7,258	66,222	設備借入金の返済による支出	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の増額による収入	96,350	79,625
共済貸付金の純増 (△) 減	70	-	出資の払戻しによる支出	△ 87,205	△ 52,934
共済借入金の純増減 (△)	-	-	持分の取得による支出	△ 18,207	△ 18,636
共済資金の純増減 (△)	△ 19,694	△ 9,525	持分の譲渡による収入	17,304	18,217
未経過共済付加収入の純増減 (△)	2,340	2,088	回転出資金の受入による収入	-	-
その他共済事業資産の増減額 (△は増加)	△ 53	△ 1	回転出資金の払戻しによる支出	-	-
その他共済事業負債の増減額 (△は減少)	△ 57	213	出資配当金の支払額	△ 15,585	△ 15,540
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,343	10,731
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 9,179	10,261			
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 59,012	△ 76,850	<b>4. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	-	-
棚卸資産の純増 (△) 減	34,226	△ 10,241	<b>5. 現金及び現金同等物の減少額</b>	17,817	127,385
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	30,097	△ 1,271			
経済受託債務の純増減 (△)	△ 9,594	1,703	<b>6. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	1,351,716	1,333,898
その他経済事業資産の増減額 (△は増加)	-	-			
その他経済事業負債の増減額 (△は減少)	13	△ 20	<b>7. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	1,333,898	1,206,512
(その他の資産及び負債の増減)					
その他資産の増減 (△)	12,844	80,231			
その他負債の増減 (△)	13,862	△ 40,006			
未払消費税の増減額 (△)	-	-			

## 令和4年度注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

##### (1) その他有価証券

- ①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- その他の棚卸資産・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法(ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法(平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物を除く))を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

又、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権にかかる予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部リスク対応課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は684,584千円です。

##### (2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### (4) 廃棄物処理費用引当金

PCBを含む機器を廃棄する際の費用発生に備えるため、PCB処理費用見積もりに基づく見込額を計上しています。



## 5. 収益及び費用の計上基準

### 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は委託者との契約に基づき、サービスを提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### ④資産管理事業

組合員等の契約に基づき行う宅地等の売渡し、賃貸物件、および住宅等の修理等にかかる仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務のうち、売渡しの仲介サービスについては売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点、賃貸物件の仲介サービスについては賃貸借当事者間において賃貸借契約が完了した時点、修理にかかる仲介サービスについては工事が完了した時点において充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤白蟻駆除事業

組合員等の契約に基づき行う白蟻駆除の仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑥農機具修理事業

組合員等の契約に基づき農機具の修理にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑦自動車修理事業

組合員等の契約に基づき自動車等の修理・点検にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑧ガソリンスタンド事業

ガソリンなど石油製品やタイヤなどの物資を購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、商品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑨祭司事業

組合員等の契約に基づき葬祭の執行にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬祭完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。



## 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

### (2) 米共同計算

当組合は生産者が農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を組合が行いプール計算を行う「米穀共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が全農千葉県本部より販売代金清算金を受取った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準の適用)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

### (1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更します。

### (2) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等は、従来は、購買事業費用として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合、取引価格から減額する方法に変更します。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過措置に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用しません。

この結果、当事業年度の事業収益が 259,778 千円、事業費用が 259,778 千円減少していますが、当事業年度の損益への影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 3,345 千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期3か年計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は387,074千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物：347,924千円 機械装置：646千円 土地：32,789千円 その他の有形固定資産：5,714千円

#### 2. 担保に供している資産

定期預金3,200,000千円を為替決済の担保に供しています。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 651千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

#### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は108,305千円、危険債権額は48,144千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は156,449千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。



●再評価を行った年月日：平成10年12月31日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：1,523,970千円

●同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)及び土地の再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を査定するために国税庁長官が定めて公表をした方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

## 6. 劣後特約貸付金の金額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金542,000千円が含まれています。

## V. 損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店(中央支店部分除く)や、組合員の営農を支える集出荷場、倉庫、経済・農機センター等の営農関連施設、並びに組合員の生活に必要な物資や役務を提供する生活館、自動車修理工場などの生活関連施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

資産又は資産グループ	用途	種類	その他
スタンドグループ 中郷スタンド	業務用店舗	構築物	
清川東部貸倉庫	賃貸	土地	業務外固定資産
下矢那貸倉庫		土地・建物	

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
スタンドグループ 中郷スタンド	2期連続赤字であるため減損の兆候に該当しており、短期間に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。
清川東部貸倉庫 下矢那貸倉庫	業務外資産であるため減損の兆候に該当しており、回収可能価額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

#### (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の損失の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額	主な固定資産の種類毎の損失の内訳
スタンドグループ 中郷スタンド	2,896千円	構築物：2,896千円
清川東部貸倉庫	26千円	土地：26千円
下矢那貸倉庫	422千円	土地：421千円 建物：0千円

(4) 回収可能価額の算出方法

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
スタンドグループ 中郷スタンド	正味売却価額	土地：固定資産税評価額
清川東部貸倉庫 下矢那貸倉庫	正味売却価額	土地：固定資産税評価額

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。又、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。又、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。又、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の判定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 508,633 千円減少するものと把握しています。



当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。又、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項（2）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等についてはその金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	69,805,998	69,790,404	△15,594
有価証券			
その他有価証券	5,578,748	5,578,748	—
貸出金	6,630,798		
貸倒引当金(※1)	△2,314		
貸倒引当金控除後	6,628,484	6,648,386	19,902
資 産 計	82,013,230	82,017,538	4,308
貯金	83,607,138	83,563,925	△43,213
負 債 計	83,607,138	83,563,925	△43,213

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

又、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

##### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。又、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	3,575,219 千円
合計	3,575,219 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	69,805,998	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	2,000	—	—	—	—	6,300,000
貸出金(※1, 2)	516,208	287,611	257,622	234,598	216,021	5,011,951
合計	70,324,206	287,611	257,622	234,598	216,021	11,311,951

(※1) 貸出金のうち、当座貸越182,249千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等106,784千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	77,912,442	1,889,269	3,560,652	155,593	89,179	—
合計	77,912,442	1,889,269	3,560,652	155,593	89,179	—

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。



## VII. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### ① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額 (※)
貸借対照表計上額が	債 券			
取得原価又は償却原	国 債	—	—	—
価を超えるもの				
貸借対照表計上額が	債 券			
取得原価又は償却原	国 債	5,578,748	6,332,384	△753,636
価を超えないもの				
合 計		5,578,748	6,332,384	△753,636

※上記の差額はその他有価証券評価差額金に含まれています。

### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## VIII. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。又、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	27,439 千円
退職給付費用	15,316 千円
退職給付の支払額	△3,826 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△15,235 千円
期末における退職給付引当金	23,693 千円

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上

された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	367,540 千円
確定給付企業年金制度	△343,847 千円
未積立退職給付債務	23,693 千円
退職給付引当金	23,693 千円

#### (4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	15,316 千円
----------------	-----------

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,915 千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、99,614 千円となっています。

## IX. 税効果会計に関する注記

### 1. 税効果会計の適用に伴う事項

#### 1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	208,455 千円
減損損失	59,997 千円
貸倒引当金	11,410 千円
資産除去債務	8,179 千円
退職給付引当金	6,553 千円
繰越欠損金	5,655 千円
期末特別手当	4,499 千円
役員退職慰労引当金	2,545 千円
外部出資評価損	3,074 千円
貸付金利息不計上	360 千円
その他	325 千円
繰延税金資産小計	311,058 千円
評価性引当額	△288,751 千円
繰延税金資産合計 (A)	22,307 千円

#### 繰延税金負債

繰延税金負債合計 (B)	一千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	22,307 千円

#### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.03%
住民税等均等割額	9.62%
評価性引当額の増減	△41.58%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△25.31%

## X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## XI. その他の注記

### 1. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

当組合の建物及び構築物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。又、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は11～30年、割引率は0.99%～2.18%を採用しています。

#### (3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	42,631 千円
見積りの変更による増加額	72 千円
時の経過による調整額	79 千円
資産除去債務の履行による減少額	△13,778 千円
期末残高	29,005 千円

### 2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

#### (1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

#### (2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。



## 令和5年度注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

##### (1) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法（ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法（平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物を除く））を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

又、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部リスク対応課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は107,056千円です。

##### (2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### (4) 廃棄物処理費用引当金

PCBを含む機器を廃棄する際の費用発生に備えるため、PCB処理費用見積もりに基づく見込額を計上しています。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### 収益認識関連

当組合の組合員等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は委託者との契約に基づき、サービスを提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### ④資産管理事業

組合員等の契約に基づき行う宅地等の売渡し、賃貸物件、および住宅等の修理等にかかる仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務のうち、売渡しの仲介サービスについては売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点、賃貸物件の仲介サービスについては賃貸借当事者間において賃貸借契約が完了した時点、修理にかかる仲介サービスについては工事が完了した時点において充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤白蟻駆除事業

組合員等の契約に基づき行う白蟻駆除の仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑥農機具修理事業

組合員等の契約に基づき農機具の修理にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑦自動車修理事業

組合員等の契約に基づき自動車等の修理・点検にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑧ガソリンスタンド事業

ガソリンなど石油製品やタイヤなどの物資を購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、商品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑨祭司事業

組合員等の契約に基づき葬祭の執行にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬祭完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。



## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

### (2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをす共同計算を行っています。そのうち、米については販売を組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。又、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会千葉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」もを行っています。

JA共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が全農千葉県本部より販売代金清算金を受取った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### （時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## III. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 329,532 千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年2月に作成した対策後シミュレーションを基礎として算出しており、対策後シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## IV. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は387,779千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物：347,924千円      機械装置：646千円      土地：32,789千円      その他の有形固定資産：6,418千円

## 2. 担保に供している資産

定期預金 3,200,000 千円を為替決済の担保に供しています。

## 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,009 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

## 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) ~ (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 77,959 千円、危険債権額は 44,428 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 122,388 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日：平成 10 年 12 月 31 日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：1,071,112 千円

●同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）及び土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を査定するために国税庁長官が定めて公表をした方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

## 6. 劣後特約貸付金の金額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金 542,000 千円が含まれています。

## V. 損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店（中央支店部分除く）や、組合員の営農を支える集出荷場、倉庫、経済・農機センター等の営農関連施設、並びに組合員の生活に必要な物資や役務を提供する生活館、自動車修理工場などの生活関連施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。



資産又は資産グループ	用途	種類	その他
中郷スタンド	業務用店舗	建物	
清川東部貸倉庫	賃貸	土地	業務外固定資産
下矢那貸倉庫		土地	
旧清見台土地区画整理組合	遊休	土地・建物	
旧清見台支店		土地・建物・構築物	
職員第2駐車場		土地・構築物	
三角地臨時駐車場		土地	
十日市場倉庫跡地		土地	
生活購買資材置場		土地	
北の崎農業倉庫		土地・建物	
八万台集荷場		土地・建物	

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

中郷スタンドについては、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減少し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当しています。

このうち、清川東部貸倉庫及び下矢那貸倉庫は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。また、旧清見台土地区画整理組合・旧清見台支店・職員第2駐車場・三角地臨時駐車場・十日市場倉庫跡地・生活購買資材置場・北の崎農業倉庫・八万台集荷場の資産は稼働率が低いことから遊休資産として、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

#### (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の損失の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額	主な固定資産の種類毎の損失の内訳
中郷スタンド	388千円	建物：388千円
清川東部貸倉庫	26千円	土地：26千円
下矢那貸倉庫	143千円	土地：143千円
旧清見台土地区画整理組合	37,616千円	土地：37,459千円 建物：157千円
旧清見台支店	46,632千円	土地：45,377千円 建物等：1,254千円
職員第2駐車場	57,745千円	土地：56,880千円 構築物：865千円
三角地臨時駐車場	107,874千円	土地：107,874千円
十日市場倉庫跡地	10,173千円	土地：10,173千円
生活購買資材置場	32,974千円	土地：32,974千円
北の崎農業倉庫	33,935千円	土地：33,715千円 建物：219千円
八万台集荷場	2,021千円	土地：1,824千円 建物：196千円

#### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額等に合理的な調整を行って時価を算出し、時価から建物等の撤去費用を控除しています。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。又、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。又、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。又、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### （市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が577,832千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。又、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。



#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	68,185,891	68,172,810	△13,081
有価証券			
其他有価証券	6,112,840	6,112,840	—
貸出金	7,493,354		
貸倒引当金(※1)	△1,439		
貸倒引当金控除後	7,491,915	7,512,377	20,462
資 産 計	81,790,646	81,798,028	7,381
貯金	83,276,852	83,252,354	△24,497
負 債 計	83,276,852	83,252,354	△24,497

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

##### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

又、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

##### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。又、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	3,575,219千円
合計	3,575,219千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	68,185,891	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	6,800,000
貸出金(※1, 2)	500,525	308,161	282,780	263,079	239,885	5,820,963
合計	68,686,416	308,161	282,780	263,079	239,885	12,620,963

(※1) 貸出金のうち、当座貸越162,453千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等77,959千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※1)	77,813,860	3,185,694	2,083,942	93,067	100,286	—
合計	77,813,860	3,185,694	2,083,942	93,067	100,286	—

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	6,112,840	6,834,166	△721,326
合計		6,112,840	6,834,166	△721,326

※上記の差額はその他有価証券評価差額金に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。



## VIII. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。又、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	23,693 千円
退職給付費用	12,923 千円
退職給付の支払額	△215 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	<u>△14,263 千円</u>
期末における退職給付引当金	22,137 千円

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上

された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	380,645 千円
確定給付企業年金制度	<u>△358,507 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>22,137 千円</u>
退職給付引当金	22,137 千円

#### (4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	12,923 千円
----------------	-----------

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,693 千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、85,520 千円となっています。

## IX. 税効果会計に関する注記

### 1. 税効果会計の適用に伴う事項

#### 1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	199,518 千円
減損損失	77,641 千円
資産除去債務	8,196 千円
退職給付引当金	6,123 千円
役員退職慰労引当金	3,248 千円
外部出資評価損	3,074 千円
期末特別手当	2,268 千円
未払事業税	1,995 千円
貸付金利息不計上	430 千円
貸倒引当金	165 千円
その他	<u>306 千円</u>
繰延税金資産小計	<u>302,969 千円</u>
評価性引当額	<u>△287,160 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	15,809 千円

#### 繰延税金負債

繰延税金負債合計 (B)	<u>一千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	15,809 千円

#### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

税引前当期損失となるため注記を省略しています

## X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## XI. その他の注記

### 1. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

当組合の建物及び構築物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。又、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は11～30年、割引率は0.99%～2.18%を採用しています。

#### (3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,005 千円
時の経過による調整額	61 千円
期末残高	29,067 千円

### 2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

#### (1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

#### (2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。